

学籍番号

氏名

1. 電力会社から〔(1)〕V以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を
使用するための電気工作物（これと同一構内に設置する〔(2)〕を含む）である。

〔(2)〕とは、太陽電池発電設備においては、電圧〔(1)〕V以下、出力〔(3)〕kW未満のもの。

(1) (2) (3)

2. 下記の記述は「電気事業法」の一般用電気工作物の調査業務について記したものである。誤っているのはど
れか。

- (1) 4年に1回の頻度で行わなければならない。
- (2) 第2種電気工事士は、調査業務に従事することができる。
- (3) 高等学校で電気工学の課程を修め卒業したものは、調査業務に従事することができる。
- (4) 調査結果は、所定事項を帳簿に記載し、4年間保存しなければならない。
- (5) 電線路維持運用者は、調査業務をほかのものに委託することができる。

誤りは

3. 電気事業法では、電気工作物を〔(1)〕電気工作物と〔(2)〕電気工作物に分類し、さらに、〔(2)〕電気工作
物は、一般配電事業用、特定送配電事業用、送電事業用、省令に適合する発電事業用、〔(3)〕電気工作物に分類
して規制している。

(1) (2) (3)

4. 次の文章は「電気事業法」の目的についての記述である。

この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、およ
び電気事業の健全な発達をはかるとともに、電気工作物の工事、維持および運用を〔(1)〕することによって
〔(2)〕の安全を確保し、および〔(3)〕の保全を図ることを目的とする。

(1) (2) (3)

5. 電気事業法に基づく保安規定において、定めるべき事項として次の各号等が定められている。

- 一. 事業用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための巡視、点検および〔(1)〕に関する事
二. 事業用電気工作物の〔(2)〕または操作に関する事
三. 〔(3)〕その他非常の場合に採るべき措置に関する事

(1) (2) (3)

6. 「電気事業法」および「同法施行規則」に基づき事業用電気工作物の設置または変更工事の計画は、経済産業大臣に事前届出を要することが定められている。次の工事を予定とするととき事前届出の対象となるのはどれか。

- (1) 受電電圧 6600V で最大電力 1900kW の需要設備の設置の工事
- (2) 受電電圧 22000V の需要設備における受電用遮断器の 25%の遮断電流の変更を伴う改造の工事
- (3) 受電電圧 6600V で最大電力 1500kW の需要設備における受電用遮断器の取り替えの工事
- (4) 受電電圧 6600V の需要設備における受電用変圧器（一次電圧 6600V）の 1250kVA の容量増加を伴う改造の工事
- (5) 受電電圧 22000V の需要設備における受電用遮断器の保護装置の取り替えの工事

事前届出の対象は

7. 次の a から c の文章は、自家用電気工作物を設置する X 社が、需要設備または変電所のみを直接統括する同社の A,B,C および D 事業場(じぎょうじょう)ごとに行う電気主任技術者の選任等に関する記述である。ただし、A～D の各事業場は、すべて Y 産業保安監督部の管轄区域内のみにある。「電気事業法」および「電気事業法施行規則」に基づき、a,b,c の記述が適切か不適切かを述べよ。

a. 受電電圧 33kV、最大電力 12000kW の需要設備を直接統括する A 事業場に、X 社の従業員で第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、電気主任技術者を選任し、遅滞なく、その旨を Y 産業保安監督部長に届け出た。

b. 最大電力 400kW の需要設備を直接統括する B 事業場には、X 社の従業員で第一種電気工事士試験に合格している者を当てることとして、保安上支障がないと認められたため、Y 産業保安監督部長の許可を受けてその者を電気主任技術者に選任した。その後、その電気主任技術者を電圧 6600V の変電所を直接統括する C 事業場の電気主任技術者として兼任させた。その際、B 事業場への選任の許可を受けているので、Y 産業保安監督部長の承認は求めなかった。

c. 受電電圧 6600V の需要設備を直接統括する D 事業場については、その需要設備の工事、維持および運用に関する保安の監督に係る業務を委託する契約を Z 法人（電気保安法人）と締結し、保安上支障がないものとして Y 産業保安監督部長の承認を受けたので、電気主任技術者を選任しないこととした。

a : b : c :